

新　旧　対　照　表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	E 地区 (市街化調整区域)	—
	区分の 面積	約 3.5 h a	—
建築物等の用途 の制限	<p>当地区内に建築してはならない建築物 は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 別表第二(を) 項に掲げる建築物</p> <p>(2) 次に掲げる事業を営む工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ①肥料の製造 ②製革、にかわの製造又は毛皮若しく は骨の精製 ③アスファルトの精製 ④アスファルト、コールタール、木タ ール、石油蒸留産物、又は、その残 りかすを原料とする製造 ⑤セメント、石膏、消石灰、又は、カ ーバイトの製造 ⑥レディミクストコンクリートの製造 ⑦産業廃棄物の処理 <p>(3) 次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公衆浴場、診療所、保育所、その他 これらに類するもの ②老人福祉センター、児童厚生施設、 その他これらに類するもの ③自動車教習所 ④カラオケボックス、その他これに類 するもの 	—	
建築物の敷地面 積の最低限度	3,000 m ²	—	
壁面の位置の制 限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱 の面から、道路境界線までの距離は 4 m 以上、隣地境界線及び緩衝緑地帯境界線 までの距離は 2 m 以上としなければなら ない。	—	
垣又はさくの構 造の制限	<p>道路境界に面して設置する垣又はさく は、原則として見通しのきく金属フェン ス、生垣その他これらに類するものとし、 垣又はさくの高さは道路から 2 m 以下と し、基礎の高さは敷地地盤面から 0.6 m 以 下とする。</p> <p>ただし、生垣を設置する場合は、この 限りではない。</p>	—	